

八峰町放課後児童クラブ安全マニュアル

【防災・災害発生時対応編】



Ver. 1

令和6年1月

目次

はじめに.....	2
1. 避難訓練等の実施.....	3
2. 緊急連絡体制の整備.....	3
2.1 保護者の緊急連絡先の把握.....	3
3. 災害への対応.....	5
3.1 火災への対応.....	5
3.2 地震・津波災害への対応.....	8
別紙 火災発生時の対応フロー.....	11
別紙 消防車要請手順.....	12
別紙 地震発生時の対応フロー（避難実施時）.....	13
作成・改訂履歴.....	14

はじめに

本編は、八峰町放課後児童クラブにおいて、災害による被害発生の防止を目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本編を熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また災害発生のおそれのあるときや負傷者等が発生した際に本編に基づいて行動することで、災害による被害発生・拡大の防止に努めてください。

1. 避難訓練等の実施

1.1 避難訓練等の実施

職員は、災害発生時に人命を守るため、以下の形で避難訓練を実施します。

- 設定した避難場所に応じ、児童クラブからの避難経路図を作成する。
- 安全計画の訓練計画に基づき、定期的に避難訓練を実施する。
- 訓練内容は、火災や地震、水害発生時の対応だけでなく、救急対応等、多様な訓練を実施するよう努める。
- 訓練においては、関係機関への伝達訓練も実施する。

2. 緊急連絡体制の整備

2.1 保護者の緊急連絡先の把握

保護者の連絡先について、一覧表等を作成し把握しておく。

2.2 緊急時の対応に関する保護者への周知

緊急時の対応について、下記の内容を事前に保護者へ周知する。

2.2.1 地震が発生した場合

【平日の登校前に地震が発生し、休校とならない場合】

児童クラブは通常どおり開所する。

【学校の授業中に地震が発生し、授業が切上げとなった場合】

児童クラブは開所しない。

2.2.2 大雨や大雪等の風水害が発生した場合

【通常の学校登校日】

- ・登校前に休校措置となった場合は、児童クラブは開所しない。
- ・登校後、学校側で授業の切り上げを行った場合は、児童クラブは開所しない。
- ・児童クラブ開所後に、各種警報が発表された場合はそのまま継続して開所するが、なるべく早めに迎えに来てもらうよう、学校の一斉メールシステムを活用して、保護者へ周知する。

【土曜日、長期休業日等の学校が休みの日】

- ・八峰町に「大雨警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表されている場合、児童の安全を確保したうえで、通常通り開所する。
- ・開所後に大雨等による水害等が発生した場合で、各学校に被害がない場合は継続で開所する。

2.2.3 停電が発生した場合

【平日（学校登校日）に停電となった場合】

季節の状況（寒暖・夕暮れの時間等）により児童クラブの開所について、教育委員会へ照会したうえでの判断とする。ある程度の時間を経過しても復旧が見込めないと判断した場合には、児童クラブを閉所とするため、保護者への迎えを依頼する。

【土曜日、長期休業日等の学校が休みの日に停電となった場合】

季節の状況（寒暖・夕暮れの時間等）により児童クラブの開所について、教育委員会へ照会したうえでの判断とする。ある程度の時間を経過しても復旧が見込めないと判断した場合には、児童クラブを閉所とするため、保護者への迎えを依頼する。

2.2.4 その他緊急の事象が発生した場合

上記へ記載した内容の他に、緊急の事象が発生した場合は、教育委員会へ照会したうえで、状況によっては保護者への迎えを依頼する。

3. 災害への対応

3.1 火災への対応

児童クラブ内における火災時には、以下のフローで対応を行います。また主要な事項の手順は、3.1.1 以下のとおりです。

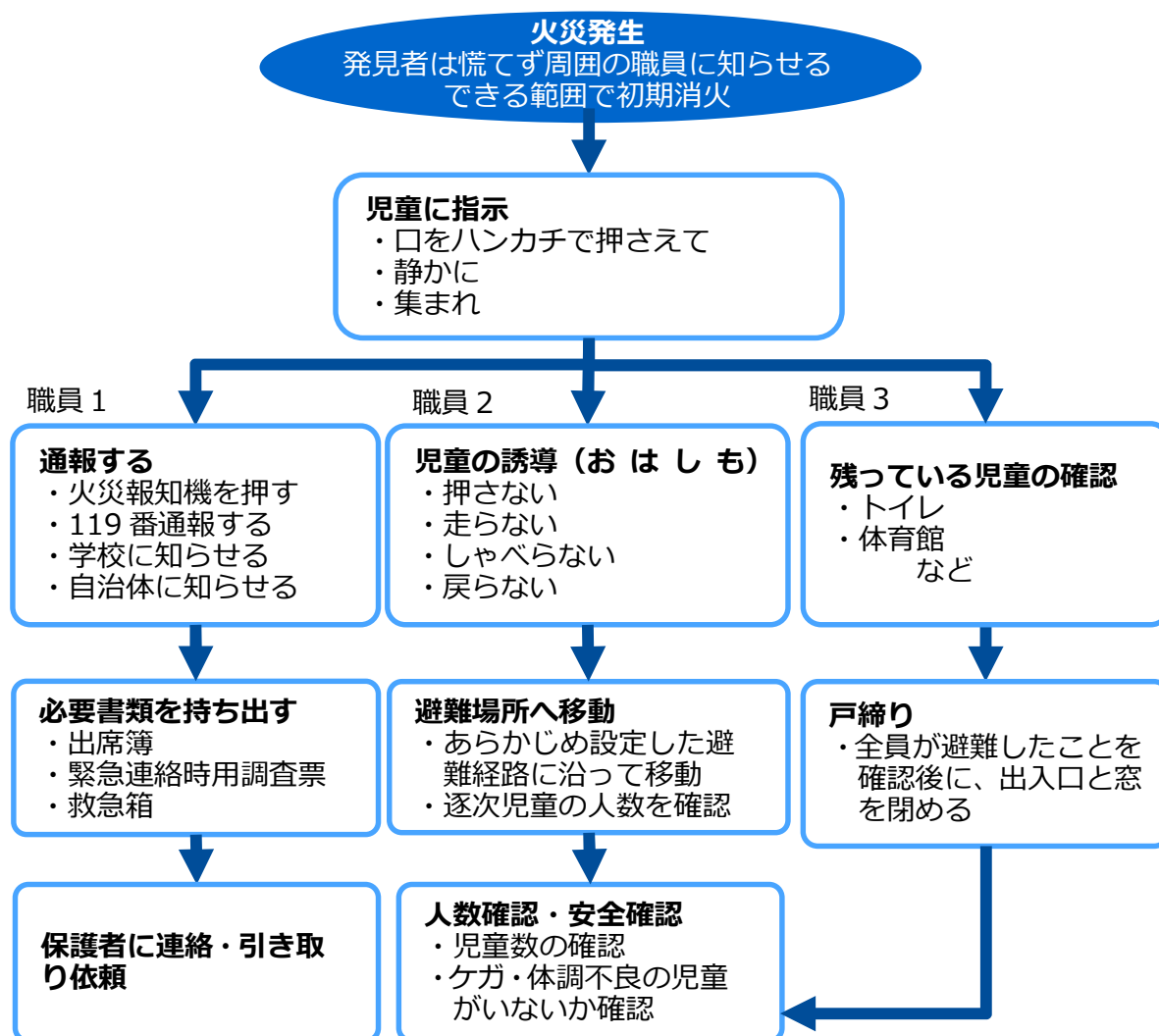


図3 火災発生時の対応フロー

3.1.1 火災対応の基本

火災が発生した場合、全ての職員は、以下の基本を念頭に行動します。初期消火を行う場合は、3.1.2に基づいて実施します。

① 早く知らせる

「火事だ」と大声で助けを求め。小さな火事でもただちに119番通報する。

② 早く消火する

出火から3分以内に消火器で消火する。

③ 早く逃げる

天井に火が燃え移ったら、消火をあきらめて避難する。

避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて、空気を絶つようにする。

3.1.2 初期消火

職員は、出火を確認した場合、以下の手順で初期消火を試みます。ただし、消火が困難と判断した場合には、無理に消火活動を続けず、速やかに避難します。

- ① 出火場所を確認する。
- ② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、消火器等で素早く火の始末をする。
- ③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。

3.1.3 消防への通報

消防車の要請は、下記の手順に従って行います。

① 種類

- ▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 消防です。

② 場所

- ▶ 峰浜小学校のランチルーム内で運営している峰浜児童クラブです。

住所は、八峰町峰浜水沢字カッチキ台7番地1です。

八森小学校のランチルーム内で運営している八森児童クラブです。

住所は、八峰町八森字滝の上117です。

③ 通報者

- ▶ 氏名は〇〇〇〇です。電話番号は〇〇〇〇〇〇です。

④ 被害状況

- ▶ 〇〇からの出火です。〇〇が燃えています。

※火災の状況を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 消防車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、消防車が到着したときに、案内する。

3.1.4 安全な場所への避難

初期消火できず、消防車を要請した場合には、人的被害の発生を抑えるため、職員は、児童を連れ、安全な場所に避難します。

- ① 安全な場所（校庭・グラウンド）へ避難誘導する。

担当職員は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難します。

移動の際は出火場所と反対方向に移動し、風下向かってに避難します。

- ② 避難のときは、「お・は・し・も」に加え、「体を低くして！」、「煙を吸わないように！」などのことば掛けを行う。

- ・ ハンカチ等で口や鼻を覆う。ないときは手で口や鼻を覆う。
- ・ 煙は高いところに上がるため、できるだけ姿勢を低くする。
- ・ 煙が充満すると周りが見えなくなるため、屋内では壁伝いに移動する。

3.2 地震・津波災害への対応

地震が発生し、避難する場合は以下のフローで対応を行います。また主要な事項の手順は3.2.2のとおりです。

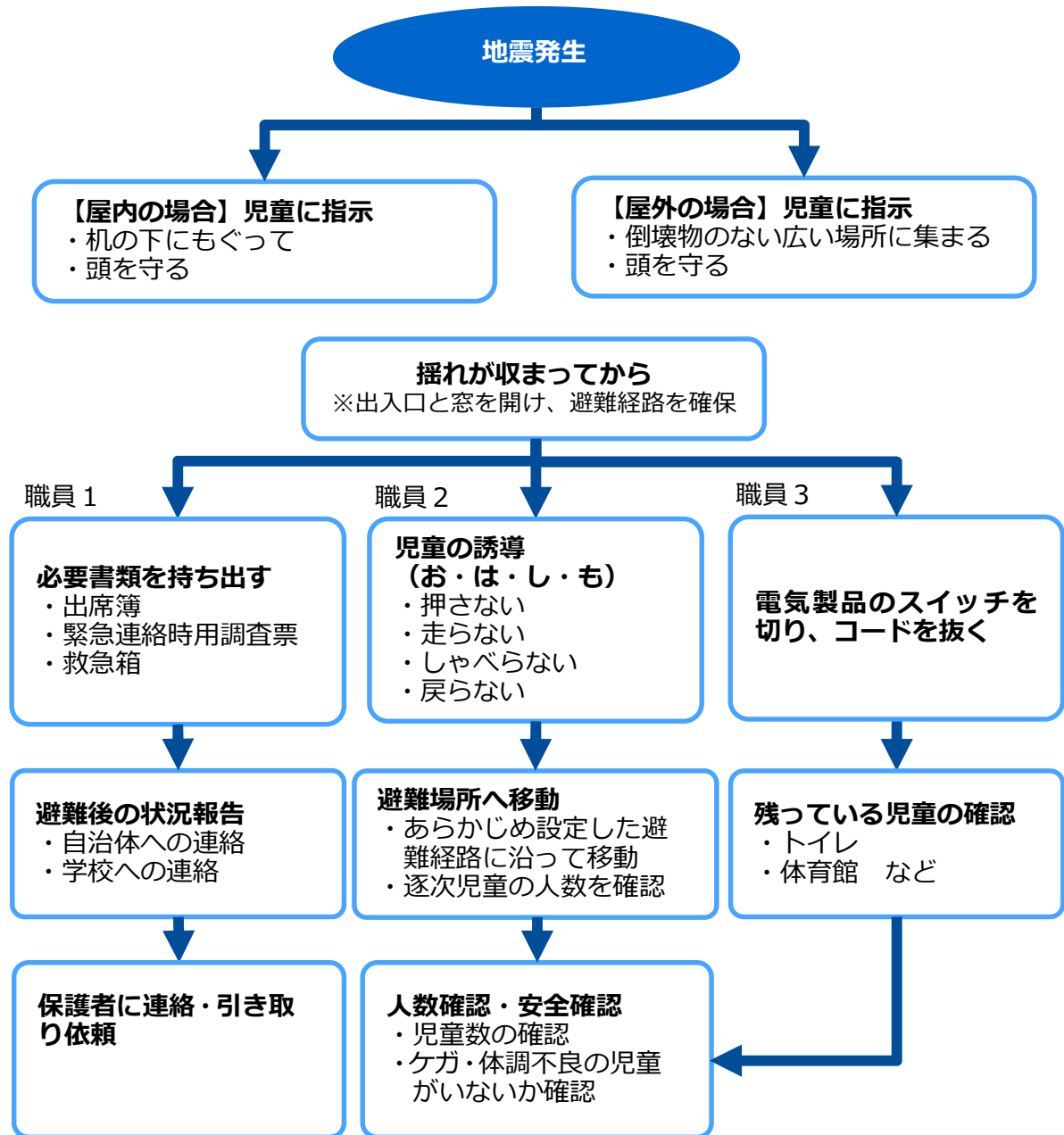


図 4 地震発生時の対応フロー（避難実施時）

3.2.1 地震・津波による被害防止対策の基本

地震・津波による被害を少なくするため、以下のような基本的な地震対策を実施します。

- 備品（非常持ち出し袋等）の設置場所を、すぐに取り出しやすい場所とする。
- 転倒時に出入り口をふさがないように、家具等を出入り口から離れた場所におく。
- 転倒を防止するため、じゅうたんやたたみには背の高い書棚等を置かない。
- 重いものは書棚等の下段に収納する。
- 背の高い家具の上には、落下した際に危険な物（ガラス製、金属製の物等）を置かない。
- テレビと台は、バンドで固定する等、転倒防止グッズを利用する。
- 間違った情報に惑わされないよう、テレビやラジオ、防災行政無線等から正しい情報を得るようにする。

3.2.2 当クラブ開所中に地震が発生した場合

(1) 地震発生時の対応（屋内）

屋内で地震が発生した場合、職員は以下の対応を実施します。

① まず身の安全を守る

丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揺れがおさまるのを待つ。テーブル等が近くになるときは、座布団やクッションで頭を守る。まずは、身の安全を守ることが重要。

② 火の始末をする

揺れが小さい時はすぐに、揺れが大きい時には揺れがおさまってから火を消す。慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をする。

③ ドアや窓を開け出口を確保

地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがある。外に避難できるように出口を確保する。その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくとよい。

④ あわてて外に飛び出さない

あわてて外に飛び出すと、窓ガラスの破片等が落ちてきて思わぬケガをすることがある。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。

⑤ ガラスや上から物が落ちるような場所を避け、児童を1か所に集める。

割れたガラスの破片等でケガをするおそれがある。室内であっても靴を履くか、スリッパ

や厚手の靴下を必ず履くようにする。ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉める。その上で、揺れがおさまってから、安全な場所に児童を集める。

(2) 地震発生時の対応（屋外）

職員は、まず、遊具等で遊んでいる児童は中断させます。また、児童を分散させないようにし、落下物等の少ない安全な場所に移動させます。児童を安全な場所に集めたら、職員が児童を囲むなどして安心感を与え、児童の気持ちを落ち着かせます。

避難・誘導の際、以下の点に留意します。

- 地割れが発生している場合には近づかないようにする。
- 建物等からの落下物が予測される場所にも近づかないようにする。

(3) 揺れが収まった後の対応

地震の揺れが収まったら、職員は以下の確認、対応を行います。

① 揺れが比較的小さかった（震度 4 以下の）場合

緊急対応後、施設に異常がなければ通常どおり保育を行う。緊急対応とは、児童の安全確保、応急手当、所在と安否確認、施設・設備の被害状況点検のことをいう。

事業の継続が困難な場合、教育委員会へ確認し、職員は保護者に迎えを依頼する。

② 揺れが大きかった（震度 5 弱以上の）場合

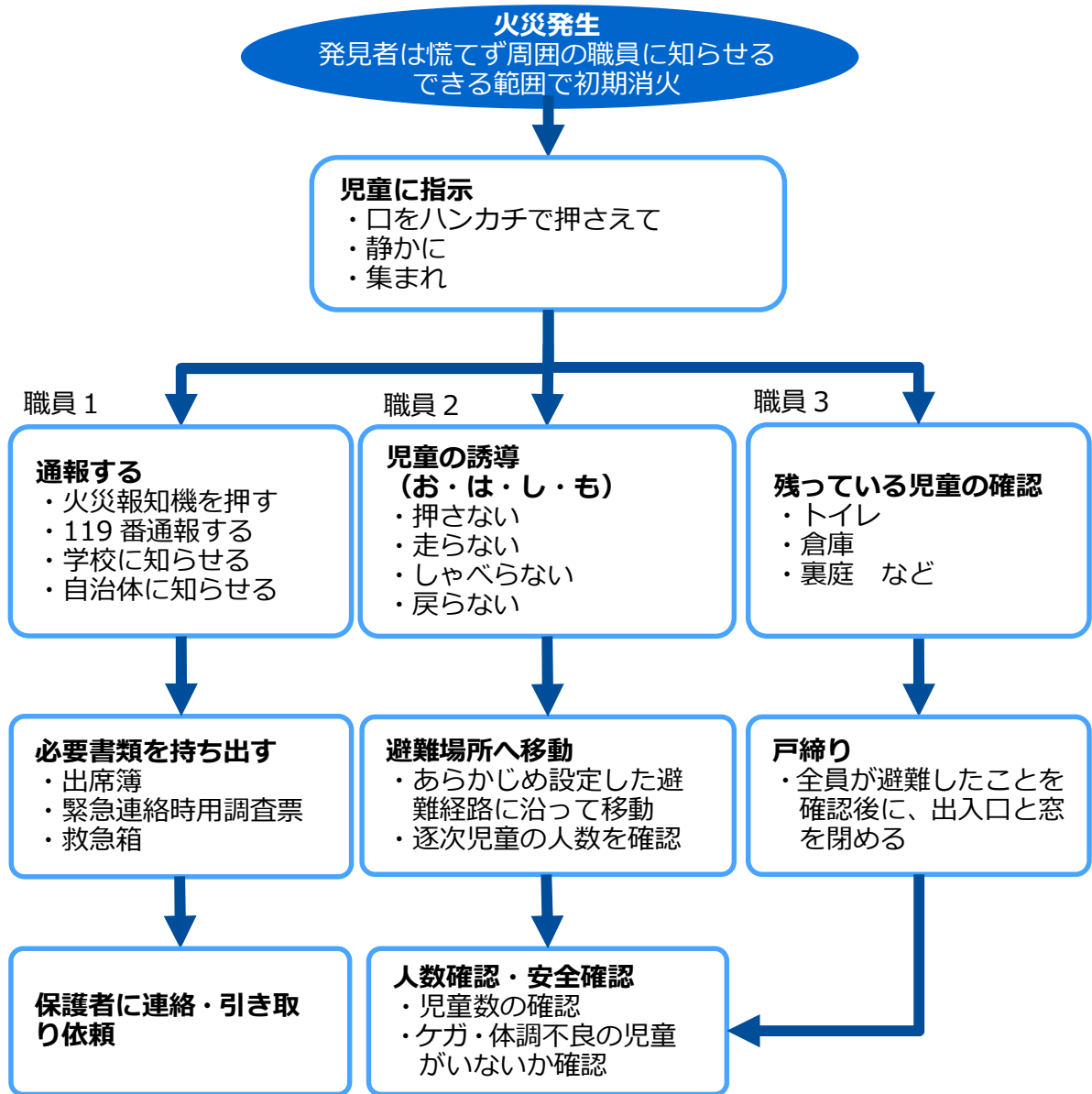
緊急対応後、教育委員会へ確認し指示を仰ぐ。

3.2.3 津波警報が発令された場合

当児童クラブを開設している（小学校）が津波指定避難場所に指定されているため、当児童クラブにて、保護者等による引取りを実施し、児童を帰宅させます。

※八峰町のハザードマップでは、峰浜小学校は海拔 19.2m、八森小学校は海拔 43.1m

別紙 火災発生時の対応フロー



別紙 消防車要請手順

消防車の要請は以下の手順で実施しましょう。

必要な事項を簡潔に伝えられるようにしましょう。

① 種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 消防です。

② 場所

▶ 峰浜小学校のランチルーム内で運営している峰浜児童クラブです。

住所は、八峰町峰浜水沢字カッチキ台7番地1です。

八森小学校のランチルーム内で運営している八森児童クラブです。

住所は、八峰町八森字滝の上117です。

③ 通報者

▶ 氏名は〇〇〇〇です。電話番号は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

④ 被害状況

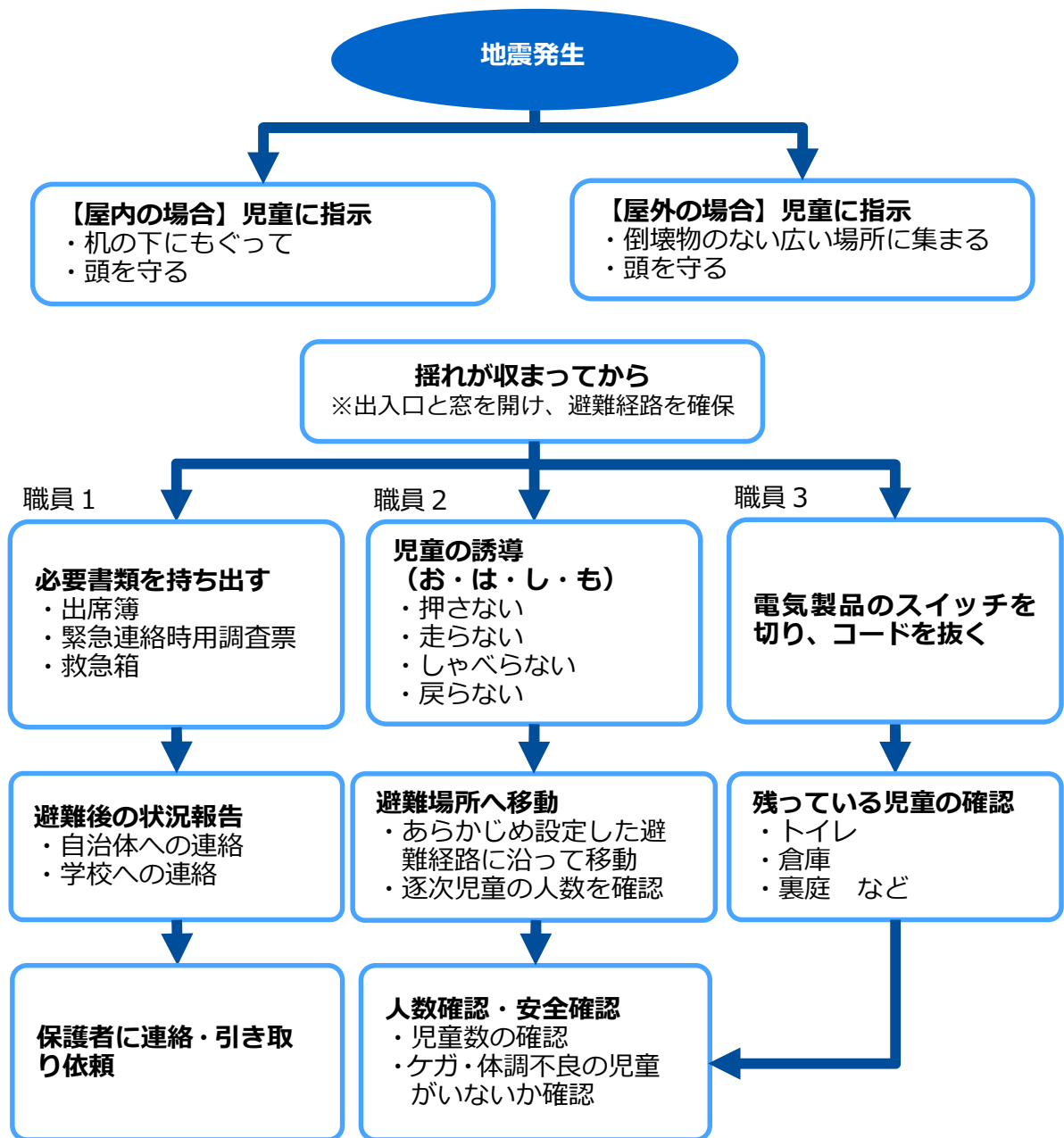
▶ 〇〇からの出火です。〇〇が燃えています。

※火災の状況を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 消防車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、消防車が到着したときに、案内する。

別紙 地震発生時の対応フロー（避難実施時）



作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容

